



地域支えあいニュース

第2号

発行日 平成28年12月

綾瀬市生活支援体制整備事業プロジェクトチーム

(事務局:綾瀬市社協 地域福祉班) 電話:0467-77-8166 ファックス 0467-79-1812

E-mail info@ayase-shakyo.or.jp

生活支援体制整備事業って何？

前号では、「介護予防・日常生活支援総合事業」と、この「生活支援体制整備事業」を全体像から触れましたが、今回は、この「生活支援体制整備事業」とはなにか？についてご説明します。

一言で言えば「地域の多様な主体による支えあいの仕組みづくり」です。

「仕組みづくり」だから新しい組織を作るの？

意見交換をする中、「地区社協や民生委員が常日頃から見守り活動や支え活動を行っているのに、また新しい組織を作り、仕事を増やすのか！」とお叱りの声をいただきました。しかし、「新しい組織を作ろう」というものでも、「新しい事業を立ち上げてください」というものではなく、今行っている様々な活動の情報を持ち寄り、まずは共有化して、さらに新しい情報を持つ人がいれば、その人に協力してもらう。また、新しい仕組みを作らなければ解決できないことは、行政に対して、みんなの考えを寄せ合ってみようというものです。

地域には無限の可能性が！

地域には埋もれている活動がたくさんあるかもしれません。「あそこの八百屋さんに声をかけてみたら、実は高齢のお客さんが集まってお茶飲み会が行われているようだ」「あそこの商店に声かけたら店の軒先で縁側を設置してくれるらしいよ」など、さりげない情報から「実はこんな活動がずっと行われていたんだね」ということを知ったり、広いスペースとスタッフがいなくても「縁側一つで集いの場ができるんだね」という気づきがあるとします。



協議体ってなに？

私たちが目指す生活支援体制整備事業は、地域で暮らす皆様が「今やっていること、今できることを無理なくみんなで話し合っていく場(これを「協議体」といいます。)を地域の中の様々な団体、事業所、個人(これを「多様な主体」といいます)で作っていきたい」というものです。

「あのパチンコ屋さんとなつなげないかなあ?」「あそこの弁当屋の店主を仲間に見ようよ」など、今までの組織という枠組みではつながることが難しかった地域の資源となる事業所や個人と自由につながっていくというもので、「協議体」といいますが、規約や構成メンバーは特に定めず、出入り自由、地域独自の支えあいのルール(仕組み)を作っていく取り組みなのです。

これからは共生社会への一歩一歩

今までサービスを受けていた高齢者が、自分でも出来ることを地域で行うことで、担い手になることも期待できます。さらに介護保険の枠を超えて、子どもも障がいを持つ人も、みんなで支え合える共生社会の実現へと発展させていくことも期待できます。

「地域にお願い」の旧来のやり方からの転換

今までの仕組みは、行政や市社協が「お金を付けるから、こんな事業を行ってください」と地域にお願いして来たのですが、生活支援体制整備事業はそうではありません。もちろんお金をかけ、仕組みをきちんと作っていかねばならないものもあります。それは別の枠で進めて参ります。

まずは、国が示した「生活支援体制整備事業」の仕組みを知っていただき、私たちプロジェクトチームが進めている取り組みに関心をもっていただけたら大変ありがたいです。

次号では、綾瀬市における取り組みについてご紹介したいと思います。